

「子どもの権利条約」

って何だろう？

世界には、病気や貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待(むごい扱い)などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実(げんじつ)に目を向けた世界(せかい)の国々(こくに)は、1989年(平成元年)に、国際連合(こくさいれんごう)の総会(そうかい)において、「**児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)**」を作りました。

この条約は、子どもを人権(じんけん) (社会(しゃかい)において幸せ(しあわせ)な生活(せいかつ)を送る(おく)ためにどうしても必要(ひつやう)で、人間(にんげん)として当然(たうぜん)に持っている権利(けんり)の主体(しゆたい)(主人公(しやうじんこ))として尊重(そんじゆう)するという基本的(きほんてき)立場(たかば)に立っ(た)っています。そのうえで、子ども(こども)の人権(じんけん)や自由(じゆう)を尊重(そんじゆう)し、子ども(こども)に対する保護(ほご)と援助(えんじゆ) (手助け(てすけ))を進め(すす)めることをめざしています。

日本(にっぽん)は、国内(こく内)における子ども(こども)の人権尊重(じんけんそんじゆう)への取組み(とりぐみ)を強め(つよ)めることと、子ども(こども)の人権尊重(じんけんそんじゆう)について世界(せかい)各国(こく)と協力(きやうり)していくことをさら(さら)に推し進め(すす)めていくために、1994年(平成6年)4月(しがつ)にこの条約(じょうぎやく)を批准(ひんしん)しました。

咲かそう やさしさ 人権の花
子ども人権の主体として尊重しよう。

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。



17歳までは子どもです。

「子どもの権利条約」では、17歳までが「子ども」で、18歳からを「大人」としています。

咲かそう やさしさ 人権の花
子ども人権の主体として尊重しよう。

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

みんな同じ
人間です。

(第2条 差別の禁止)

生まれた国、ひとの色、
男の子、女の子などの
ちがいにあつて
差別されることがあつては
なりません。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

公益財団法人国際児童福祉基金ネットウェブサイト

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

保護者は
子どもを
大切に育てます。

(第5条 父母等の責任、権利及び義務の尊重)

保護者は、子どもを守り育てるために、
いろいろなことを教える責任をもっています。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

公益財団法人国際児童福祉基金ネットウェブサイト

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

命は一番大切なものです。
(第6条 生命に対する固有の権利)

子どもは、生まれたときから命を大切にされ、
すくすくと育つ権利をもっています。
大人は、子どもが
幸せに成長できるように
守っています。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しよう。

文部科学省・広域型人権啓発活動ネットワーク事務局

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。



自分の考えを自由に言えます。
(第12条 意見表明権)

子どもは自分にかわりのあることについて、自分の考えを自由に言うことができ、
「子どもだから」という理由だけで聞いてもらえないことがあってはなりません。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しよう。

文部科学省・広域型人権啓発活動ネットワーク事務局

子どもの権利条約

国連 1989年(平成元年)採択
日本は1994年(平成6年)に批准しています。



好きなことを 自由に表現 できます。

(第13条 表現の自由)



自分の思いを言葉や絵などで自由に表現し、伝えることができます。
しかし、他の人のめいわくにならないようにしましょう。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

広島市・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

子どもの権利条約

国連 1989年(平成元年)採択
日本は1994年(平成6年)に批准しています。

思うこと 信じることは 自由です。

(第14条 思想、良心及び宗教の自由)



自分で考えたり、
何かを信じることは自由です。
他の人からおしつけられたり、
むりに考えさせられたりすることはありません。
しかし、他の人にめいわくをかけないようにしましょう。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

広島市・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

子どもは、
暴力などから
守られます。

（第19条 暴力や虐待や放逐や取からの保護）



子どもは、暴力や心がきずくへようが
あつかいから守られ、
大切に育てられる権利をもっています。
大人は、子どもを大切に育てる
責任があります。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主役として尊重しよう。

文部科学省・国際人権開発推進センター・ユニセフ

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

障害のある子どもは、
手厚く守られ
育てられます。

（第23条 障害を有する児童に対する特別の保護及び援助）



障害のある子どもは、
必要とした生活用具や
権利を持っています。
手厚く守られ、それぞれに応じた
援助が受けられます。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主役として尊重しよう。

文部科学省・国際人権開発推進センター・ユニセフ

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

みんな学校に行き、
学習できます。

第28条 教育についての権利



子どもはみんな学校に行き、
学習する権利を持っています。

咲かそう やさしさ 人権の花

子ども人権の主体として尊重しましょう。

国連採択 国際児童権利宣言(1959年) 国連採択 国際児童権利条約(1989年)

子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

ゆっくり休み、
自由に遊べます。

(第31条 休息、余暇及び文化的な生活等に関する権利)

子どもは
からだを休めたり、遊んだり、
自由な時間を
もつことができます。



咲かそう やさしさ 人権の花

子ども人権の主体として尊重しましょう。

国連採択 国際児童権利宣言(1959年) 国連採択 国際児童権利条約(1989年)

子どもの権利条約

(正式名称は「児童の権利に関する条約」)
国連 1989年12月20日採択、1990年9月2日発効
日本は1994年(平成6年)に批准しています。

日本ユニセフ協会抄訳

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約の権利をもっています。子どもは、国や文化、宗教や方言、どのようになりたいか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだの障害があるかないか、お金持ちでも貧乏でもないか、などによって差別されません。

第3条 子どもにとってのもっともよいことを

子どもに関係のあることを行おうとするには、子どもにとってのもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことを行わなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。国は、親の保護する権利を大切にしなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことを行わなければなりません。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに名前(出生簿など)をつけなければなりません。子どもは、名前や国籍をとも、親を知り、親に育ててもらふ権利もっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係をむやみに変えることのないように守らなくてはなりません。もし、これらが変えられたときには、国はすぐにそれを元に戻さなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親と一緒にくらす権利もっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすこと認められます。決まらなくてはならない場合、金銭たり親戚たりすることがあります。

第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなちがはなちになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と言ったときには、できるだけ親を国を出たり入ったりすることができるように関わらなければなりません。親が別の国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることがあります。

第11条 よその国に連れさらられない権利

国は、子どもがわが国や他の国へ連れさられたり、自分の国にも連れさられたりしないようにしなければなりません。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利もっています。その意見は、子どもの発達に応じて、いかに大人を考慮しなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利もっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけることができません。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に即した指導をする権利および義務もっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって金をつくらしたり、参加したりすることがあります。ただし、安全を守り、ほかの人に害をしないなど、ほかの人に迷惑をかけることができません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族の暮らし、住んでいるところ、電話や手帳など、人に知られたくないときは、それを守る権利があります。また、他人からはこれを守つてほしい権利があります。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものための情報を多く提供するように努め、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親(保護者)が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むづかしいことを強いられたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家族を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらせなければならない。家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国が守つてもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい父母のことがしっかりと守られるよう、国や他の機関がそれを認めることができます。

第22条 難民の子ども

ちがう国を渡っているため、自分の国の政府とちがう考え方をしているため、また、戦争や災害があったために、よその国にのびた子ども(難民の子ども)は、その国で守られ、養育を受けることができます。

第23条 障害のある子ども

心やからだの障害があっても、その子どもの個性やちがいが活かされるべきではありません。国は障害のある子どもを尊重してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことを行わなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けようことができます。

第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそのほかの子どものことについてよいものであるかどうかを定期的に調べられることができます。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのに必要なお金がないときには、国がお金を援助するなど、くらす手助けしなければなりません。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだの成長に必要な生活を送る権利もっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力が足りず子どもがくらげられないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは15歳に達するまで義務教育があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のお金は、人びとでも人間として大切にされるという考え方をはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分の持っているよいところをみんなのばして、くらすためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんなを愛しように大切にされるということや、みんなとなくなくすること、みんなの生きている世界の自然の大切さを学べるようにしなければなりません。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもの、その民族の文化や習慣、ことばをもつ権利も、大切にしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊ぶたり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、おみやげの売り込み、その他のために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられなければならないように守られる権利があります。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることに巻き込まれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもが性的虐待や児童売春などに利用されたり、性的な暴力を受けたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 仲うがい・売買からの保護

国は、子どもが仲うがいされたり、売られられたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばつて利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対してでも、ごうもんや死刑を課してはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死なせて刑務所に入れたいすることは許されません。もし、罪を犯してかばわれても、人間らしく暮らしたい権利を受けられる権利があります。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳に達しない子どもも兵士として戦場に連れて行ってはなりません。また、戦争でまらされた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもが犠牲にあつたかたり、もししつを渡りたり、戦争にあつたかたり、国はできるだけ子ども達の心やからだの傷をなおし、社会にもどるようにつとめなければなりません。

第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどつたとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、罰を課さなければなりません。

(第1条～第40条抄訳)

咲かそう やさしさ 人権の花

子ども人権の主体として尊重しよう。

咲かそう やさしさ 人権の花

子ども人権の主体として尊重しよう。